

1 保険の概要

「幼児と触れ合う活動」参加者の傷害保険

「幼児と触れ合う活動」参加者（幼児ならびに幼児の付添人）を被補償者とし、それらの方々が活動中に急激かつ偶然な外来の事故により被る傷害を担保する無記名式年間包括契約です。また、当保険は天災（地震・噴火・津波）災害についても、お支払いします。

「幼児と触れ合う活動」参加者に関わる賠償責任保険

「幼児と触れ合う活動」参加者（中学生、幼児ならびに幼児の付添人）が活動中に、他人の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、その賠償金をお支払いします。また、建物の構造上の欠陥、管理の不備等による損害についても、賠償金をお支払いします。

2 行事活動中における「急激かつ偶然な外来の事故」のほか、「特定疾病」についても保険給付します。

「特定疾病」の範囲は次のとおりです。

（ただし、当該既往症をお持ちの方は給付対象外です。）

- ① 急性虚血性心疾患（心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患
- ② くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患
- ③ 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患
- ④ 細菌性食中毒
- ⑤ 日射病・熱射病等の熱中症
- ⑥ 低体温症
- ⑦ 脱水症

3 お支払する保険金の内容

<傷害保険>

I. 死亡補償（死亡保険金）

事故による傷害がもとで、事故の日から 180日以内に死亡された場合、ご契約いただいた保険金額の全額をお支払いします。

II. 後遺障害補償（後遺障害保険金）

事故による傷害がもとで、事故の日から 180日以内に身体に後遺障害が残った場合、その障害の程度に応じて保険金額の 3%～ 100%をお支払いします。

III. 入院補償

（入院保険金）

事故の日による傷害がもとで、医師の指示にもとづき入院をされ、平常の生活や業務ができなくなった場合、事故の日から 180日を限度に 1日につきご契約の入院保険金日額をお支払いします。

IV. 通院補償（通院保険金）

事故の日による傷害がもとで、通院による治療を受けた場合、事故の日から 180日以内の通院に対して、1日につきご契約の通院保険金日額をお支払いします。

ただし、90日間を限度とします。

※注 ① 平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては保険金をお支払いできません。

<賠償責任保険>

対人賠償：被害者に対して治療費、入院費等の実費および慰謝料などの損害額を保険金額を限度にお支払いします。

対物賠償：被害物の修理代等の実費のほか、損害額を保険金額を限度にお支払いいたします。

緊急処置経費

応急手当費用、護送費用など緊急処置に要した経費の実費を損害賠償金と合わせて限度額内でお支払いいたします。

訴訟費用

賠償問題解決のために訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬などをお支払いいたします。

《注》 被害者との間で賠償額（示談）する場合には、必ず事前にご相談下さい。

4 保険金をお支払いできない主な場合

<傷害保険>

☆次のような事由により生じた傷害については、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 自殺行為・犯罪行為または闘争行為（ケンカ）
- ③ 自動車等の無資格・酒酔い運転
- ④ 妊娠、出産、流産、外科手術等の医療処置（事故の伴うものを除く）
- ⑤ 戦争、暴動、変乱などによる事故
- ⑥ 放射線照射や放射能汚染
- ⑦ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、ハングライダーなどの危険な運動中のケガ
- ⑧ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの

…等

<賠償責任保険>

☆次のような責任を負担することによる損害は、お支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者の故意によって生じた責任
- ② 戦争、内乱、騒擾^{さわう}または労働争議に起因する責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する責任
- ④ 損害賠償について特別な約束があるために加重された責任
- ⑤ 排水または排気・排煙に起因する責任（不測かつ突発的な事故による排水・排気に基づく場合はお支払いの対象となります。）
- ⑥ 給排水管、冷暖房装置、消火栓等からの蒸気、水の漏出に起因する責任
- ⑦ 他人から借りたり預かったりしている物に損害を与えたために、貸主や預け主に対して負担する責任
- ⑧ 施設の修理、改造、取壊し等の工事が原因で負担する責任

…等

5 補償内容

① 保険金額

< 傷害保険 >

	保険金額
死亡・後遺障害保険金	200 万円
入院保険金（日額）	3,000 円
通院保険金（日額）	2,000 円

< 賠償責任保険 >

対人・対物共通	1 事故	
	支払限度額	免責金額（自己負担額）
	1 億円	0 円

② 保険期間

令和8年6月15日頃～令和9年3月31日